

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」）という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第4号（第11条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第11条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第16条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第16条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書

年 月 日

様

総社市長



印

あなたが納められました受益者負担金が納め過ぎになりましたので、次の過誤納金を還付(充当)いたします。

過誤納金内訳	年 度	下水道事業受益者負担金	期別	納付年月日		過誤納番号	
				年	月	日	
区 分	納 付 額	正 当 額	差 引 過 誤 納 額	還 付 加 算 金		還 付 金	
	負 担 金	円	円	円		円	円
	督 促 手 数 料						
	延 滞 金						
	計						
	理 由						
充 当 内 訳	年 度	期 別	未 納 額 内 訳			充 当 金	差 引 未 納 額
			負 担 金	督 促 手 数 料	延 滞 金	円	円
			円	円	円	円	円
	計						
還 付 金 合 計		円	充 当 金 合 計	円	差 引 還 付 額	円	

還付金額							
千	百	拾	万	千	百	拾	円

還付金の受領については、本通知書と印鑑を市役所会計課へ提出の上お受け取りください。

- (注) 1 上記処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

総社市長



下水道事業受益者負担金納期限変更通知書

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第16条第2項の規定により繰上徴収するため、次のとおり納期限を変更します。

年度	第	期分	通知書番号	
年度	第	期分	変更後の納期	年 月 日
年度	第	期分	負担金額	円

- (注) 1 上記処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。